

「(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作」の
業務委託仕様書

1. 件名

(在住外国人向け) 神戸の生活ルールを伝える映像コンテンツ制作業務

2. 事業の概要

(1) 趣旨

市内在住の外国人の中には、日本語の理解が十分でない市民もおられ、口頭やちらしでの説明では生活ルールを伝えることが困難な場合がある。そこで、ごみ出しルールなどの生活マナーについて、よりわかりやすく在住外国人に伝えるため、映像コンテンツを制作・活用する。

(2) 委託期間

平成30年11月30日(予定)～平成31年2月15日

(3) 映像コンテンツに必ず含める内容

次の①～⑦のテーマ及びその具体的内容を必ず盛り込むこと

①導入映像

- ア) 神戸市への転入を歓迎するもの
- イ) これからスタートする神戸での生活が楽しく充実したものとなるよう、神戸の魅力を紹介するもの
- ウ) 神戸で暮らすにあたって、日本と外国とでは文化の違いがあることや日本での生活ルールを守ることの大切さを伝えるもの
- エ) 生活ルールを守らないことで、困る地域住民がおり、そうした地域住民が後始末をしていること

②防災について

- ア) 地震が来た時の対応(シェイクアウト)
- イ) 津波が来た時の対応(高いところへ避難)
- ウ) 大雨・台風が来た時の対応(気象情報に注意、避難情報が出たら直ぐに避難)
- エ) 災害情報の収集手段(テレビ、ラジオ、自治体の発表等)

③ごみと資源の出し方ルールについて

- ア) 収集日当日の5～8時にクリーンステーションに出すこと
- イ) 分別して指定された袋で出すこと
- ウ) 決められたクリーンステーションに出すこと
- エ) これらを守らなければ、不法投棄として警察が対応し、罰金が課されること

④騒音について

- ア) 集団で屋外で騒がないこと
- イ) 屋内で騒がないこと

- ウ) 特に早朝や深夜の時間帯に大きな生活音を出さないこと
- エ) 自身にとって気にならない生活音でも、他人には迷惑に感じることもあること
(映画, 音楽, 会話)

⑤自転車マナー及び駐輪マナーについて

- ア) 自転車は並んで乗らず、車道の左側を通行すること。また道路の右側を通行することは危険であること
- イ) 傘をさしたままやスマートフォンを見ながらの片手運転は危険であること
- ウ) 自転車は路上に停めず駐輪場へ停めること
- エ) 駅周辺などの自転車等放置禁止区域では放置自転車は撤去されること

⑥国民健康保険について

- ア) 加入・脱退………国民健康保険の仕組み, 加入義務と届出義務
- イ) 給付………受診時の保険証提示
- ウ) 保険料………保険料額と納付方法

⑦神戸国際コミュニティセンターについて

- ア) 多言語 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・フィリピン語) による相談対応や日本語学習支援を実施
- イ) 電話で対応可能 (電話番号: 078-291-8441)
- ウ) 来館で対応可能 (場所: 三宮駅から南へ徒歩約13分。神戸商工貿易センタービル2階)
- エ) ホームページで暮らしに役立つ情報「神戸リビングガイド」を6言語で掲載
(外国語が通じる医療機関の検索画面など掲載)

(4) 映像コンテンツの発信

- ①制作された映像コンテンツを視聴する在住外国人は、次のような方々を想定しているので留意すること
 - ・各区役所で神戸市への転入手続きをする外国人全てとするが、日本語の理解がまだ十分でない外国人を想定して制作すること
- ②制作された映像コンテンツの利用は、次のような媒体、場所を想定しているので留意すること。
 - ・各区役所の待合スペースに設置されているモニター (なお、このモニターは音声を流すことができないことに留意すること)
 - ・神戸市ホームページや神戸国際協力交流センターのホームページ
 - ・外国人を受け入れる企業や日本語教育機関が行う、「現地での説明会」や「日本での入社・入学時のオリエンテーション」
 - ・YouTubeでの配信
- ③上記②の他にも、制作された映像コンテンツについて、効果的な媒体を活用した発信方法を提案すること

(5) 業務内容

①映像コンテンツの仕様

- ・上記(3)①～⑦を、より多くの在住外国人に効果的に伝える手段を企画し実施する。
- ・制作については、アニメーション、実写を問わない。また神戸市が権利を有するキャラクターを使用してもよい。その場合は発注者に申し出ること。
- ・各区役所のモニターで放映することから、気軽に目に留まるようなものとし、トーン&マナーは、自治体紹介映像の枠にとらわれず、ビジュアルデザインだけでなく、受け手に伝わる手法・コンテンツなど工夫を施した手段を考案すること
- ・成果物は、比較的長期間、継続して利用できるように工夫すること
- ・映像作品は、上記(3)①～⑦の各テーマについて、1テーマ30秒以内で内容をまとめたものを制作すること。また、それらを一つにまとめたパッケージ版も制作すること。
- ・必要に応じて、映像、音声、発言内容、物音などを文字にした日本語の字幕を編集すること。なお、その場合は、難しい日本語は伝わらない可能性があるため、やさしい日本語※を使うこと。(映像コンテンツの内容は、字幕が「やさしい日本語」で表現できるような内容のものとなる)
- ・必要に応じて効果的な音楽を使用すること。なお、音楽の著作権等に関わる調整が必要な場合は、受託者が責任をもって行うこと。
- ・しかしながら、日本語の理解がまだ十分でない外国人を想定していることから、できる限り映像だけ(字幕なし、音声なし)で伝えたい内容がわかるようにすること。
- ・字幕の翻訳(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)は神戸市が行うので、事前に内容を発注者に伝えること。
- ・本件は、神戸での生活マナーについて、外国人にわかりやすく伝えることを目的としており、制作にあたり、一方的に「外国人が悪い」あるいは「特定の国籍・人種」を対象としているといった誤解を生じることがないように注意すること。

※「やさしい日本語」・・・阪神淡路大震災での経験をもとに考え出されたもので、外国人にわかりやすく伝わるよう工夫をした日本語のこと。

ポイントとしては、

①難しいことばではなく、やさしいことばを使う

((例)「召し上がる⇒食べる」「土足厳禁⇒くつをぬいでください」「キャンセルする⇒やめる」「高台に避難する⇒高いところへ逃げる」)

②主語と述語を伝える

③一文を短くする、

④伝えたいことを前に持ってくる

⑤できるだけ余分な情報をカットする など

②編集等

- ・画角は16：9、画質のクオリティはハイビジョンとする。

- ・制作にあたり、適宜神戸市と打合せを行うこと

3. 成果物納品形式

MP4形式とウィンドウズ・メディア・ビデオ(wmv)、DVDビデオ形式の動画配信用データをDVDで納品すること。また、編集データを、記録媒体で納品すること

4. 委託予定金額

2,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

5. 留意事項

(1) 一般的事項

- ①業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、神戸市国際課の指示に従うこと
- ②委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること

(2) 業務体制

- ①あらかじめ神戸市国際課と調整したスケジュールで行うこと。
- ②制作作業に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクター及び業務従事者は、コンテンツを制作する上で画像や映像、音声などの専門的な知識と技能を有すること。なお、ディレクターは委託業務を総括することとし、神戸市国際課との調整を行う。

(3) 業務の再委託

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ神戸市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

6. 著作権等

本作品及び本作品制作のために撮影した映像素材の著作権については、神戸市に帰属するものとする。

7. 参考

前述の2.(3)①～⑦について、参考として以下の内容や記載されているホームページ等を参照されたい。

(1) 導入映像

- ・神戸の観光・文化・スポーツ・イベント等
<http://www.city.kobe.lg.jp/culture/index.html>
- ・神戸動画チャンネル

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/media/movie/>

- ・外務省「日本で生活を始めることを予定している皆様へ（生活ガイド）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/pdfs/seikatsu_guide_jpn.pdf

- ・中央区しらべ（2017年。近くに住んでいる人と仲良く暮らすために気をつけること）
日本人、外国人ともにトラブルの原因として多い項目が「ごみ出しルール」「家の物音や話し声、バイク、音などの騒音」「タバコの煙、ポイ捨て」などであった。日本で生活していく上で、地域におけるごみ出しルールの理解は必ず必要となり、できるだけ早く慣れる必要がある。また音は自分がうるさいと思っていないときでも、隣の人はいうるさいと思っている場合があることや、タバコの匂いが嫌いな人もおり、煙が他人のところに行かないように気をつけることも必要。

（２）防災について

- ・神戸市の防災対策

<http://www.kobe-sonae.jp/>

（３）ごみと資源の出し方ルールについて

- ・ごみと資源の出し方ルール

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shiraberu/dashikata/index.html>

- ・不法投棄について

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/shiraberu/index2.html>

（４）騒音について

①建物内での騒音

ア) 生活音の問題

- ・隣・上下階の部屋から大勢の話声が聞こえる
- ・大きな足音をたてる，ドアを勢いよく開閉する

イ) 生活音を出す時間帯が早朝・深夜

- ・深夜に洗濯機や乾燥機を稼働させる
- ・早朝に掃除機をかける

ウ) 大きな音を出す

- ・日曜日の朝から大音量の音楽を流す
- ・土曜日の夜，家に十数人が集まり，宴会を開いて騒ぐ
- ・家でのカラオケについて，窓は閉められているが，音が漏れている

②建物外での騒音

ア) 集団で騒ぐ

- ・夜間，コンビニやアパートの前で集まり，大声で話をする
- ・夜中にエンジンをかけっぱなしにする，エンジンをふかす
- ・外国人の集団は，日本人の集団に比べて目立つため，ちょっとした行動が目立ちやすい

(5) 自転車マナー及び駐輪マナーについて

①自転車マナー

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/bicyclette/jmp/bicyclette.pdf>

②駐輪マナー

- ・路上などに自転車を止めると歩行者など通行する人に迷惑となる
- ・駅周辺などの自転車等放置禁止区域に指定されているエリアでは、路上等に停めてある迷惑な自転車は撤去し、保管所に移動する。また返還には費用がかかる。

(6) 国民健康保険について

①仕組み・加入及び脱退

- ・保険料を出し合って医療費負担を軽減するための助け合いの制度
- ・3ヶ月を超えて滞在する一定の在留資格を持つ外国人は、加入義務（他の公的医療保険制度に加入している方は、対象外）
- ・帰国時に脱退の手続きが必要

②給付

- ・医療機関への受診時は、交付される保険証を提示

③保険料

- ・世帯の人数と所得に応じて決定
- ・医療費を使わなくても、保険料を支払わなければならない
- ・保険料を支払わないと、財産を差し押えて強制徴収することがある

【参考URL】 <http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/insurance/index.html>

(7) 神戸国際コミュニティセンターについて

- ・神戸国際コミュニティセンター

<http://www.kicc.jp/kicc/index.html>

8. その他

契約後、この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて神戸市国際課と協議して決めること

9. 成果物納品場所

神戸市市長室国際課